



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和9年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・補助上限	要件	事業名	公募要領等 関連ページ	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
円滑な食品アクセスの確保に向けた、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。	地域協議会、都道府県・市町村、社会福祉協議会等	①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定 ⑤フードバンク、こども食堂等の立上げ・取組拡大	事務局員賃金、謝金、旅費、倉庫・保管用機械の賃借料等	【補助率】 ・1年目:定額、2年目:3/4補助、3年目:1/2補助 【補助上限】 ・1,000万円/年、1,500万円/地域	地域協議会の構成団体として、都道府県又は市町村が参画すること	食品アクセス確保 対策事業	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 未定	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
フードバンクの安定的・持続的な体制構築への支援や、出し手と受け手をつなぐコーディネーターの配置等を実施する。	民間団体→フードバンク	フードバンクの機能強化を図るため、活動経費や未利用食品の輸送費、倉庫・保管用機械の賃借料等を支援	活動経費、未利用食品の輸送費、倉庫・配送用車両の賃借料、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)の賃借料又は購入費等	【補助率】 ・定額 【補助上限】 ・2,500万円	次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会 ①令和8年4月1日以前より、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(令和6年12月25日食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 ②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ③利用者を特定した上で食品を提供すること。 ④食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。				
孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、食料支援等の取組を含め、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。	都道府県、市区町村、 中間支援組織	・孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進 ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援	人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等	【交付率】 ・都道府県1/2補助、市区町村3/4補助 ・中間支援組織2/3補助 【交付上限】 ・都道府県450万円、市区町村375万円 ・中間支援組織600万円	【中間支援組織向け】 本事業の実施主体である中間支援組織(以下「交付事業者」という。)は、次のすべての要件を満たす団体とする。 ア 法人格を有する非営利団体(特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人等)であること。 イ 市民活動に取り組む団体に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の非資金的支援、活動資金・施設の仲介・提供、市民活動に関する一般社会への啓発等を行う団体であること。 ウ 日本に拠点を有していること。 エ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 オ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体ではないこと。 キ 宗教活動又は政治活動(政策提言活動を除く。)を主たる目的とする団体ではないこと。 ク コンソーシアムで応募する場合にあっては、次に掲げるいずれにも該当すること。 ① コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募をしていないこと。 ② コンソーシアムを構成する法人間において、交付決定後、その結成、運営等について以下の事項に関する規程を含む協定を締結すること(協定書(案)については、申請書とともに事前に提出し、交付決定後には、速やかに協定書を提出すること。) ・代表者の権限(申請、報告、請求、財産管理、内閣府との調整) ・事業を実施する上での監理体制 ・各構成員の業務の分担 ③ コンソーシアムの構成員全てが上記ア～キの全てを満たしていること。	孤独・孤立対策推進 交付金	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.cao.go.jp/kodoku.koritsu/to rikumi/kouhukin/r07/r07_kouhukin.html 【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.cao.go.jp/kodoku.koritsu/to rikumi/kouhukin_npo /npo_r7.html	内閣府 孤独・孤立対策推進室	03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cao.go.jp
誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、食料支援等の取組を含め、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組を調査し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。	民間団体 →NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体	NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開。	人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等	【補助率】 ・定額 【補助上限】 ・調整中	公募にあたっては、法人格を有する非営利団体(特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人(公益社団法人・公益財団法人)、一般社団法人・一般財団法人、学校法人等)及び法人格を持たない任意団体(地縁組織、地域運営協議会等非営利かつ公益に資する活動を行う団体)とする。 (資格要件) ・日本国内に拠点を有していること。 ・契約締結後の経理実務について、責任を持って管理できること。 ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。	地域における孤独・ 孤立対策に関する NPO等の取組調査	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.cao.go.jp/kodoku.koritsu/to rikumi/modelchousa.html	内閣府 孤独・孤立対策推進室	03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cao.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】（詳細版）

令和9年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー（例）	補助対象経費（例）	補助率・補助上限	要件	事業名	公募要領等 関連ページ	担当省庁・局・課	問合せ先（電話・メール）
フードバンク認証制度に係る認証取得に向けてフードバンクが体制を整備すること及び認証を取得したフードバンクにおける食品寄附量の増加に対応するための体制の整備を支援する観点から、食品衛生責任者・倉庫管理主任者の資格取得の経費を補助するとともに、トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費を補助する。	民間団体→フードバンク等	・食品衛生責任者・倉庫管理主任者の養成講習を受講する費用の補助 ・トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費を補助	①食品衛生責任者・倉庫管理主任者の養成講習を受講する費用 ②トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費	【補助率】 ・1/2 【補助上限】 ・調整中	調整中	フードバンク認証制度の認証取得等に向けた体制整備支援及び同制度の運用事業	準備中	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9261 no-foodloss-houan@caa.go.jp
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、物流事業者等との連携による、未利用食品の提供体制の構築を支援する。	民間団体等→民間団体等	食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援	人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、役務費、委託費等	【補助率】 ・定額 【補助上限】 ・調整中	調整中	食品ロス削減等総合対策事業のうち食品ロス削減等モデル支援	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_8.html	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2066 loss-non@maff.go.jp
「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき策定された、食品寄附の信頼性向上のための「食品寄附ガイドライン」の周知を図る。	フードバンク等	食品寄附ガイドラインの周知	—	—	—	食品寄附ガイドラインの周知	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_02.pdf	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室 関係省庁	03-3507-9261 no-foodloss-houan@caa.go.jp
一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。	フードバンク	フードバンク認証制度の運用	—	—	—	フードバンク認証制度の運用	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/index.html	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9261 no-foodloss-houan@caa.go.jp
フードバンクと食品事業者等とのマッチングを促し、未利用食品の寄附拡大を目的とする。	フードバンク	フードバンクオープンリスト	—	—	—	フードバンクオープンリスト	https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
物価高騰による生活困窮者の増加に伴い、緊急的な対応が必要であるため、自治体と民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。	福祉事務所設置自治体→自立相談支援機関	1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ①支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化	【①の補助対象経費】 (ア)自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費 (イ)フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費 (ウ)特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費 (エ)その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費(ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。)	【補助率】 ・国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 【補助上限】(調整中) ・基本基準額：管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円	—	生活困窮者自立支援の機能強化事業	各自自治体において実施	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp
	福祉事務所設置自治体→NPO法人、社会福祉法人等	1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ②支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援	【②の補助対象経費】 地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するために必要な経費(食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等)	【補助率】 ・国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 【補助上限】(調整中) ・基本基準額：管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円 ・②のメニュー利用で以下の金額を加算(2,500千円(1団体あたり50万円。ただし、広域的な支援を実施している場合は100万円。))	【②支援対象となる民間団体の要件】 ・地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること(いずれも、今後連携する予定の場合を含む。))。 ・地域のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること等。				
安全・安心な消費生活の実現のために国が特に必要と考え推進する施策を地域において実現すること等により、消費者政策全体の機能強化を図る。食品ロスの削減を推進するため、重点課題対応型として、都道府県・市町村等が実施するフードバンク団体等の活動支援に係る取組を支援する。	都道府県、市区町村→フードバンク等	食品ロス削減の普及・促進	フードバンク団体等の活動支援に係る経費	【補助率】 ・1/2 【補助上限】 ・都道府県：2,500万円 ・市町村等：1,500万円	交付要綱に規定する取組の中で、以下の取組を実施する都道府県及び市町村等 食品ロス削減の普及・促進 ・フードバンク活動支援	地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9261 no-foodloss-houan@caa.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和9年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・補助上限	要件	事業名	公募要領等 関連ページ	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
物価高騰の影響下において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を推進する。	(独)福祉医療機構 →NPO法人等民間団体	(独)福祉医療機構において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、就労に向けた支援、食料の支援、こどもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、その他生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組へ助成 ※地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資を提供することを通じて生活困窮者等を支援する事業については、助成事業選定において優先的に採択	助成対象事業を実施するために必要な以下の経費 謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料(会場借料含む)、家賃、備品購入費、消耗品費(燃料費、食材費及び会議費含む)、印刷製本費、通信運搬費、賃金、委託費、保険料、雑役務費、光熱水費、修繕費	【補助率】 ・定額 【補助上限】 ①全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体:上限2,000万円 ②2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体:上限900万円 ③同一都道府県内での支援活動を行う団体:上限700万円	核となる団体が他の団体と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。 同一の都道府県内で活動する事業であること。 もしくは複数の都道府県で活動する事業であること。	生活困窮者等支援 民間団体活動助成 事業	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.wam.go.jp/hp/r7hosei_wamj_yosei/	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp
児童虐待防止に向けて子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、子ども家庭センターを中核として地域の民間団体・事業者等と連携した多様な手法によりアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。	市区町村	(必須実施) ①多様なアウトリーチ手法により、子どもや家庭の状況把握を行うための経費(訪問費、事務職員雇上費、事務運営費等)を補助 (加算) ②状況把握のための訪問等に際し、食事を提供する場合に必要な経費を補助 ③状況把握のための訪問等に際して、おむつ・ミルク等の消耗品を提供する場合に必要な経費を補助 ④虐待防止の観点から、衣服・哺乳瓶等の育児用品等の提供が不可欠な場合に必要経費を補助 ⑤支援やサービスの利用申請その他の利用支援等を行う場合に必要経費を補助	子育て安心アウトリーチ強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等	【補助率】 国2/3(市区町村1/3)又は国1/2(市区町村1/2) ※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。 【補助基準額】 ① 訪問回数の規模に応じて2,314千円～45,577千円 ②③④⑤ 訪問回数の規模及び実施内容に応じて330千円～4,536千円を加算	実施主体(1市区町村あたり)が実施する訪問の回数(市区町村が複数の事業者に委託等して実施する場合は複数事業者の合計訪問回数)の規模に応じて設定する必須事業分の基準額と、各加算事業を実施する場合には、それぞれを実施する訪問回数に応じて設定する加算事業分の基準額を合算したものを補助金額とする。	子育て安心アウトリーチ強化事業	各自治体において実施	子ども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	03-6859-0103 jidounetwork@cfa.go.jp
児童虐待防止に向けて子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、地域の民間団体・事業者等と連携したアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。	都道府県	都道府県等から中間支援法人への委託等により、アウトリーチを行う民間団体・事業者等の活動の支援や、当該事業の未実施地域等において、支援が必要な子どもや家庭の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施	宅食アウトリーチ活動支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等	【補助率】 国2/3(都道府県1/3)又は国1/2(都道府県1/2) ※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。 【補助基準額】 60,000千円(十周知啓発加算28千円)	中間支援法人は、以下のアを実施するとともに、イ～エのいずれかに該当する事業を実施する。 ア 宅食等を実施する民間団体等に向けた見守り支援に関する研修等を行うなどにより地域の見守り支援に係る環境を整備するとともに、支援の質を向上させるための取組を行う。 イ 民間団体等に対して、事業実施期間中の子ども宅食等の運営等に係る費用や子ども自身が申請できるよう周知啓発に係る費用の助成、及び運営に関するノウハウの提供や助言等を行う事業。 ウ 中間支援法人自らが子ども宅食等を運営し、支援を必要とする子ども等の状況を把握し必要に応じて市町村へ子ども等の状況を連絡する事業。 エ 民間団体等に対する食品・食材、学用品、生活必需品の提供等、子ども宅食等の活動を支援する事業。	宅食アウトリーチ活動支援事業	各自治体において実施	子ども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	03-6859-0103 jidounetwork@cfa.go.jp
支援が必要な子ども・若者を早期発見し、行政の適切な機関につなげることを目的として、都道府県・市区町村を通じて、子ども食堂等の居場所における食事の提供やその立上げ等、地域において子ども・若者が気軽に立ち寄ることができる場所の提供に係る取組を支援。	都道府県・市区町村 →子ども食堂等	ア 通常実施型(開催頻度等の要件なし) 年間を通じて食事(子ども食堂等)や子ども用品(文房具、生理用品、おむつ等)の提供等を行う イ 長期休暇期間集中実施型(開催頻度等の要件あり) 長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供(居場所モデル)、又は子ども宅食やフードパントリーの実施による食事支援(宅食等モデル)を実施 ウ 体験・交流・学習支援提供型 多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う エ 備品等購入支援 ①立上げ支援:既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する ②継続支援:こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する オ 環境整備支援(地域で子ども等を支援するための仕組みづくり) 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う カ その他上記に類する事業	地域子ども・若者の生活支援強化事業実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	【補助率】 ・2/3又は1/2 【補助基準額】 ・最大16,312千円 (要支援児童等支援強化加算と合わせて最大19,163千円)	(1)事業の実施に当たっては、子ども家庭センター等の相談機関や、学校や放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要な子どもや家庭の把握に努めること。 (2)支援が必要な子どもや家庭の把握に努めること、自治体や関係機関と連携して適切な対応を図ること。 (3)民間団体等と連携して本事業を実施する場合、(1)及び(2)について、都道府県又は市区町村の具体的な対応方針を連携する民間団体と共有したうえで、事業を実施すること。	地域子ども・若者の 生活支援強化事業	【公募開始予定時期】 各自治体において実施 【関連URL】 https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seikatsushi-en/	子ども家庭庁 支援局 家庭福祉課	こどもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp
こどもの貧困や孤独・孤立への支援のため、広域的に運営支援等を行う民間団体(中間支援法人)を通じて、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等による、ひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等への食事の提供等の取組を支援。	社会福祉法人、NPO法人等の 営利を目的としない民間団体 (中間支援法人) →子ども食堂等	中間支援法人が採択した子ども食堂等に対する助成事業	賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料)、委託費、賃料及び損料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	【補助率】 ・定額(国:10/10相当) 【補助基準額】 ・1法人当たり:148,000千円	子ども食堂等を実施する事業者に対して、事業実施期間中の子ども食堂等の運営に係る費用を助成するとともに、助成を行う子ども食堂等に対し、研修を実施するなど、子ども食堂等の運営に関するノウハウの提供や助言等を行う。 また、事業の中間報告会等の実施により各助成対象事業者の運営状況を把握するとともに、助成対象事業者が相互に情報交換ができる機会や行政機関等との関係構築ができる機会を設定する。	ひとり親家庭等のこ どもの食事等支援 事業	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-syokuji-koubo	子ども家庭庁 支援局 家庭福祉課	こどもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】（詳細版）

令和9年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー（例）	補助対象経費（例）	補助率・補助上限	要件	事業名	公募要領等 関連ページ	担当省庁・局・課	問合せ先（電話・メール）
第5次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。	①都道府県を通じた取組： 都道府県→民間団体等（都道府県、市区町村を含む） ②都道府県域を越えた取組： 民間団体等（都道府県、市区町村を含む）	こども食堂等の共食の場の提供等	共食の機会の提供に係る費用等	【補助率】 ・1/2 【補助上限】 ※食材費について ①都道府県を通じた取組：補助上限額100万円（交付上限額50万円） ②都道府県域を越えた取組：補助上限額300万円（交付上限額150万円）	①都道府県を通じた取組：都道府県→民間団体等（都道府県、市区町村を含む） ②都道府県域を越えた取組：民間団体等（都道府県、市区町村を含む）	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r8.html	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食育推進G 03-6738-6558 shokuiku@maff.go.jp
都市農業の振興を図るため、都市農業の多様な機能の発揮に資する取組を支援する。	都道府県、市区町村、民間団体等	都市農業共生推進等地域支援事業（都市農地で生産した農産物のこども食堂への提供等）	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修費	【補助率】 ・定額 【補助上限】 ・メニューに応じて、100～700万円	・事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 ・簡易な施設等の整備を行う場合は、取り組む農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ①生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地 ②都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地	農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	【公募開始予定時期】 未定 【公募URL】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi-nougyo/hojo_gaiyou.html	農林水産省 農村振興局 農村計画課 都市農業室	03-3502-5948 nousonkeikaku_ML@maff.go.jp
ごはん食を通じた食育の推進を図るため、こども食堂・こども宅食、フードバンクに政府備蓄米を無償交付する。	こども食堂・こども宅食、フードバンク	政府備蓄米の無償交付	—	—	【食事食材提供団体の交付要件】 ・ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはんとして提供、又は、子育て家庭に直接配付すること。 ・食事又は食材の提供を行う場所で、こどもにごはんの魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 ・1申請当たり上限600kg（食事提供分は上限120kgまで） 【フードバンクの交付要件】 食育の一環としてごはん食の推進に取り組む営利を目的としない直接提供団体等に政府備蓄米を提供すること等。 ・フードバンクが提供するために必要な米穀の数量から、自ら調達できるものを差し引いた数量を交付。ただし、前年度の食品の取扱実績の1/5を超えない範囲とする（50トンを上限）。	政府備蓄米の無償交付	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html	農林水産省 農産局 穀物課 米麦消費拡大推進室	03-3502-7950 syokuiku_gohan@maff.go.jp
国の災害用備蓄食品について、経済的理由により十分な食料を入手できない方への支援や食品ロス削減の観点から、入替えにより災害用備蓄食品としての役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供する。	フードバンク等	災害用備蓄食品の提供	—	—	—	国の災害用備蓄食品の有効活用	https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/saigaiportal.html	内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、デジタル庁、国立国会図書館、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(LMO)	各府省庁に直接ご連絡ください。
食品アクセスの確保に関する関係省庁の支援策や先進事例集、経済的アクセスの確保に取り組む地域の実態を把握するための全国市町村アンケート調査等の情報を発信する。	—	—	—	—	—	「円滑な食品アクセスの確保」ウェブサイトの運営	https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp